

新旧対照表

○建築基準法により建築主事又は建築副主事の確認を受けることを要する区域の指定

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>建築基準法により建築主事又は建築副主事の確認を受けることを要する区域の指定<br/>           建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号の規定により建築主事又は建築副主事の確認を受けることを要する区域として、都市計画区域外の区域の全域を指定し、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>建築基準法による確認除外区域等の指定（昭和38年神奈川県告示第170号）、建築基準法による確認除外区域等の指定（昭和38年神奈川県告示第171号）、建築基準法による建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和39年神奈川県告示第523号）、建築基準法により建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和39年神奈川県告示第761号）、建築基準法による建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和40年神奈川県告示第163号）、建築主事の確認を受けることを要しない区域の指定（昭和42年神奈川県告示第981号）、建築基準法により建築主事の確認を受けることを要しない区域等の指定（昭和46年神奈川県告示第1122号）及び建築基準法による都市計画区域の指定（昭和51年神奈川県告示第621号）は、平成5年3月31日限り廃止する。</p> | <p>建築基準法により建築主事の確認を受けることを要する区域の指定<br/>           建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けることを要する区域として、都市計画区域外の区域の全域を指定し、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>建築基準法による確認除外区域等の指定（昭和38年神奈川県告示第170号）、建築基準法による確認除外区域等の指定（昭和38年神奈川県告示第171号）、建築基準法による建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和39年神奈川県告示第523号）、建築基準法により建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和39年神奈川県告示第761号）、建築基準法による建築主事の確認を要しない区域の指定（昭和40年神奈川県告示第163号）、建築主事の確認を受けることを要しない区域の指定（昭和42年神奈川県告示第981号）、建築基準法により建築主事の確認を受けることを要しない区域等の指定（昭和46年神奈川県告示第1122号）及び建築基準法による都市計画区域の指定（昭和51年神奈川県告示第621号）は、平成5年3月31日限り廃止する。</p> |